



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 大 黒 天 物 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 賀 昭 司
(コード番号 2791)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 川 田 知 博
電 話 番 号 0 8 6 - 4 3 5 - 1 1 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 8 月 23 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

今後の事業拡大に備えるため、現行定款第 2 条に所要の変更を行うとともに、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮でき、かつ、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、責任限定契約の新設（第 27 条、第 36 条）を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 食料品、家庭用品、日用雑貨品、電気製品、娯楽製品、 <u>装飾品及び衣料品</u> の製造、加工、販売	2. 食料品、家庭用品、日用雑貨品、電気製品、娯楽製品、 <u>装飾品、衣料品及び畜冷剤</u> の製造、加工、販売
<u>3. 農産物の生産、販売</u>	(削 除)
<u>4. 畜産物の生産、販売</u>	(削 除)
<u>5. 牛乳の生産、販売</u>	(削 除)
<u>6. ~35. (条文省略)</u>	<u>3. ~32. (現行どおり)</u>
<u>36. 酪農事業</u>	<u>33. 畜産農業事業</u>
<u>37. 乳製品の加工</u>	<u>34. 乳製品の生産、加工、販売</u>
<u>38. ~39. (条文省略)</u>	<u>35. ~36. (現行どおり)</u>
<u>40. 水産用飼料、畜産用飼料及びその原材料の販売</u>	<u>37. 水産用飼料、畜産用飼料及びその原材料の製造、販売</u>
<u>41. (条文省略)</u>	<u>38. (現行どおり)</u>
(新 設)	<u>39. 肥料の製造、販売</u>
(新 設)	<u>40. 輸入代行業</u>
(新 設)	<u>41. 産業廃棄物処理事業</u>
(新 設)	<u>42. 遮熱断熱塗料製造、販売事業</u>
(新 設)	<u>43. 職業紹介事業</u>
<u>42. ~43. (条文省略)</u>	<u>44. ~45. (現行どおり)</u>
第 3 条～第 26 条 (条文省略)	第 3 条～第 26 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u>
	第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規

<p>第27条～第34条 (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条～第35条 (現行どおり) (<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催日 | 平成29年8月23日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成29年8月23日 |

以上